

神山町農業委員会

議 事 録

令和5年3月28日開催

神山町農業委員会議事録

令5年3月28日神山町農業委員会を
神山町役場すだち（201）において開催

・出席農業委員は次のとおり（13人）

1番	高橋 正和	2番	森 三千子	3番	原田 健義
4番	森 昌槻	5番	山本 實義	6番	武市 佐市
7番	鍛 喜文	8番	井上 善司	9番	相原 利章
10番	森本 守	11番	加藤 宏行	12番	中西 隆子
13番	河野 宏吉				

・出席農地利用最適化推進員は次のとおり（6人）

広野地区	一宮 美行	阿川地区	瀬戸 日出夫
神領地区	新宅 由行	鬼籠野地区	河野 一弥
下分、左右内、上分地区	木元 栄子		
下分、左右内、上分地区	池本 公一		

・出席した職員は次のとおり（2人）

事務局長 滝上 博文 主事 小川 和俊

1. 開会

局長「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたく思います。本日は、全員の方に出席をいただいておりますことをご報告いたします。

それでは、開会宣言を会長お願いします。」

2. 開会宣言（午後1時30分）

会長「ただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

局長「はじめに、河野会長よりご挨拶を申し上げます。」

（河野会長挨拶）

局長「ありがとうございました。続きまして、後藤町長にご挨拶をお願いいたします。」

（後藤町長挨拶）

局長「ありがとうございました。後藤町長は公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。」

（後藤町長退席）

局長「議長選出でございますが、農業委員会会議規則第5条により、河野会長に議長を務めて頂き、議事の進行をお願いいたします。」

3. 議事日程報告

議長「本日の会議の議事日程は、お配りしてあります議案書のとおりでございます。」

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第7号 非農地証明願について
- 日程第3 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
- 日程第7 議案第12号 令和5年神農委告示3号の廃止について

議長「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

4. 議事録署名者指名

議長「日程第1 議事録署名委員の指名について、神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。5番山本委員さん、10番森本委員さんをお願いいたします。なお、会議書記には事務局の小川主事を指名いたします。」

5. 議案第7号について

議長「日程第2 議案第7号非農地証明願についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の3ページ、4ページをお願いします。」

（議案朗読）

局長「それでは、受付番号2番についてご説明をいたします。

本件は申請者の●●●●●さんから、農地の現況が山林及び公衆用道路となっている●筆について、地目変更の相談があり、非農地証明願での申請となっております。

5ページから14ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、15ページから17ページに位置図、18ページから20ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●及び●●●で、●●●●●から●へ約●●●m、●●●●●●●●●●から●へ約●●●m、●●●●●から●へ約●●●mの所に位置しております。

21ページから25ページは現況写真を添付しており、既に農地への復元が困難であることが確認できます。

26ページから31ページには非農地化を裏付ける資料として昭和60年1月21日以前に撮影された航空写真を添付しております。申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

受付番号2番の説明は以上でございます。

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号2番の担当委員の11番加藤委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

加藤委員「2週間ぐらい前に、小川さんと現地調査をしてまいりました。写真を見てもわかるとおり、長い間ずっと山林だったことが確認できましたので、非農地化は、やむを得ないのかなと思います。どうかよろしくをお願いします。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号3番について事務局から説明をお願いいたします。」

局長「それでは、受付番号3番についてご説明をいたします。

本件は申請者の●●●●さんから、農地の現況が山林となっている●筆について、地目変更の相談があり、非農地証明願での申請となっております。

32ページ、33ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、34ページに位置図、35ページ、36ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●で、●●●●●の周辺に位置しております。

37ページ、38ページは現況写真を添付しており、既に農地への復元が困難であることが確認できます。

39ページ、40ページには非農地化を裏付ける資料として昭和60年1月21日以前に撮影された航空写真を添付しております。申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

受付番号3番の説明は以上でございます。

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号3番の担当委員の11番加藤委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

加藤委員「2週間ぐらい前に、小川さんと現地調査をしてまいりました。川沿いの崖のような所の下にある場所で、今まで蛍を見に行っていた場所で、そこがまさか農地だったとは思っていませんでした。山の方も、遠方から見ると一目で山だとわかるような所でした。ですので問題ないと思われれます。どうかよろしくをお願いします。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第7号受付番号2番、3番の説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第7号非農地証明願による許可申請について受付番号2番、3番は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第7号非農地証明願による許可申請について受付番号2番、3番は原案のとおり決しました。」

6. 議案第8号について

議長「日程第3 議案第8号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の41ページ、42ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長「それでは、受付番号2番、3番についてご説明いたします。この2件の譲受人は●●●●●さんと同じでございますので一括して説明いたします。

受付番号2番について説明いたします。

本件は譲渡人の●●●●●さんから畑を●筆購入する案件でございます。

43ページ、44ページに申請地の謄本を添付しております。

申請地の場所についてですが、45ページに位置図、46ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●で、●●●●●●●●●から●へ約●●●mの所に位置しております。47ページから50ページに現況写真を添付しております。

続いて受付番号3番についてご説明します。

本件は譲渡人の●●●●●さんから畑を●筆購入する案件でございます。

51ページに申請地の謄本を添付しております。

申請地の場所についてですが、52ページに位置図、53ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●で、●●●●●●●●●から●へ約●●●mの所に位置しております。54ページ、55ページに現況写真を添付しております。

56ページをご覧ください。譲受人の●●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●人で、●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積は、畑●●●●●㎡で合計も同じでございます。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、●●●、●●●を栽培し、自家消費分を除いた全量を販売する予定でございます。

以下の項目については記載のとおりでございます。

57ページをご覧ください。●●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在●●●さんの所有農地は畑●●●●●㎡で合計も同じでございます。借入地はございません。

58ページ、59ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は、●●、●●●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況は、トラクター●台、耕耘機●台、軽トラック●台、草刈機●台。ユンボ●台を所有しております。

60ページ、61ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人が●●●日、妻の●●●さんが●●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われま。

続いて、下限面積要件についてですが、現在権利を有する農地の面積が●●●●●㎡で、受付番号2番で取得する農地●●●●●㎡、受付番号3番で取得する農地●●●●●㎡、合計●●●●●㎡を併せて●●●●●㎡で、神山町の下限面積1,000㎡を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

62ページには譲受人の●●●さんの住民票を添付しております。

63ページには申請用紙の住所と登記簿謄本の住所が異なるため、譲渡人の●●●さんの住民票を添付しております。

受付番号2番、3番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号2番、3番の担当委員の11番加藤委員

さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

加藤委員「●●●さんは、元から広い土地を持っておりました。どの畑も見事に整備されていました。全く問題ないと思われます。家の周りの土地を集めているような状況で、大丈夫だと思います。よろしくお願ひします。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号4番について事務局から説明をお願いいたします。」

局長「それでは、説明をいたします。受付番号4番の譲渡人の●●●●さんが譲受人の●●●●さんへ田及び畑を合計●筆贈与する案件でございます。

64ページから74ページに申請地の謄本を添付しております。

申請地の場所についてですが、75ページに位置図、76ページ、77ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●及び●●●●で、●●●●の周辺に位置しております。78ページから86ページに現況写真を添付しております。

87ページをご覧ください。譲受人の●●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●人で、●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積は、田●●●●㎡、畑●●●●㎡で合計●●●●㎡でございます。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では●●を栽培する予定でございます。以下の項目については記載のとおりでございます。

88ページをご覧ください。●●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在●●●さんの所有農地は田●●●●㎡、畑●●●●㎡で合計●●●●㎡でございます。借入地はございません。

89ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は、●、●●、●●●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況は、トラクター●台、耕耘機●台、軽トラック●台を所有しております。

90ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人が180日、妻の●●●さんが●●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われます。

続いて、下限面積要件についてですが、現在権利を有する農地の面積が●●●●㎡で、今回本件で取得する農地●●●●●●●●㎡を併せて●●●●●●●●㎡で、神山町の下限面積1,000㎡を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

91ページには譲受人の●●●さんの住民票を添付しております。

92ページには申請用紙の住所と登記簿謄本の住所が異なるため、譲渡人の●●●さんの住民票を添付しております。

受付番号4番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号4番の担当委員の11番加藤委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

加藤委員「●●●さんは、家の周りでかなり広い土地を耕作されていて、非常にきれいに耕作されていました。今回、少し離れた場所になるのですが、持っている機材等も十分ですので、今までの実績もありますので問題ないと思われます。どうかよろしくお願ひします。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第8号受付番号2番から4番について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第8号農地法第3条の規定による許可申請についての受付番号2番から4番は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について受付番号2番から4番は原案のとおり決しました。」

7. 議案第9号について

議長「日程第4 議案第9号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の93ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長「それでは、受付番号1番についてご説明をいたします。

本件は、申請者の●●●●さんが畑●筆を駐車場に転用する案件でございます。

94ページをご覧ください。申請地の謄本を添付しております。所有者等特に問題ございません。

95ページには位置図、96ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●で、●●さん宅の●●に位置しております。

97ページに現況写真を添付しております。

98ページをご覧ください。●●さんの事業計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。1の申請地の所在等については先に説明したとおりでございます。2の申請地を選んだ理由は、自宅までの車の進入路がなく、車道に面する土地の中では自宅に近いためでございます。3の転用計画の概要についてですが、整地して駐車場として利用します。4については特にありません。5のその他参考となる事項についてですが、この地区においては、土地改良区はございません。

99ページには土地利用計画図を添付しております。

100ページにはすでに駐車場として使用しているため、●●さんの始末書を添付しております。

101ページには併せて利用する土地の登記事項証明書を添付しております。

受付番号1番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号1番の担当委員の5番山本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

山本委員「3月22日に、小川さんと現地を見に行きました。写真にあるように、過去に駐車場になっていますが、隣接農地ですが、これから建物を建てて影になることもございませんし、今の現状で使うようでございますので、雨水も地下浸透させるということで、全部問題ないと思います。以上でございます。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第9号受付番号1番について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第9号受付番号1は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第9号農地法第4条の規定による許可申請について受付番号1番は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付いたします。」

8. 議案第10号について

議長「日程第5 議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の102ページをお願いします。(議案内容を朗読)」

「議案書の103ページをお願いします。(内容について説明)」

新規案件についてのみ、補足説明をさせていただきます。

番号2についてご説明をいたします。借人の●●●●さんの構成員は●人で●人が農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況は、トラクター●台、管理機●台、草刈機●台、動噴●台、軽トラック●台でございます。

番号3についてご説明をいたします。借人の●●●●さんの構成員は●人で●人が農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況は、トラクター●台、田植機●台、コンバイン●台、草刈機●台、動噴●台、軽トラック●台でございます。

番号4についてご説明をいたします。借人の●●●●さんの構成員は●人で●人が農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況は、管理機●台、草刈機●台、動噴●台、軽トラック●台でございます。

番号5についてご説明をいたします。借人の●●●●さんの構成員は●人で●人が農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況は、草刈機●台、動噴●台、軽トラック●台でございます。

番号6についてご説明をいたします。借人の●●●●さんの構成員は●人で●人が農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況は、草刈機●台、動噴●台、軽トラック●台でございます。

以上でございます。

議長「議案第10号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑がないようでありますので、議案第10号について原案どおり決するに異議

ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので議案第10号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

9. 議案第11号について

議長「日程第6 議案第11号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の104ページをお願いします。（議案内容を朗読）」

局長「議案書の105ページをお願いします。（内容について説明）」

議長「ただいま議案第11号について事務局に説明いただきました。議案第11号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第11号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については、原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので議案第11号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

10. 議案第12号について

議長「日程第7 議案第12号令和5年神農委告示3号の廃止についてを議題とします。それでは事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の106ページをご覧ください。」

(議案朗読)

局長「議案書の107ページをご覧ください。令和5年神農委告示3号の廃止について説明をさせていただきます。廃止理由としまして、農地法第3条第2項第5号の規定については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条の規定で削除されることにより、改正法の施行日以降、改正前の農地法第3条第2項第5号の規定に基づき、同法施行規則第17条の基準に従って第18条の規定で告示した別段面積要件は適用されなくなることから、その効力が失われるためです。以上でございます。」

議長「ただいま議案第12号について事務局に説明いただきました。議案第6号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第12号について、別段面積の廃止の決定について異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第12号令和5年神農委告示3号の廃止についてを決定致しました。」

会長「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

(閉会時刻 午後2時20分)

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

5 番委員

10番委員